

名古屋市農業委員会 令和6年第8回総会 議 事 録

- 1 開催日時 令和6年8月20日（火） 開始：午後2時00分、終了：午後2時22分
- 2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	14 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- 6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

- 7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第50号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第51号議案 農地法第 4条の規定による許可申請について

第52号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第53号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第54号議案 農用地利用集積計画の決定について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和6年第8回総会 委員出欠状況

出席農業委員（14名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
		4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	福 島 茂 俊 委員	6 番	木 村 幸 廣 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 新 一 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員	1 2 番	熊 澤 正 巳 委員
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員		

出席農地利用最適化推進委員（7名）

		1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	山 口 儀 明 委員	2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員		
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
		2 8 番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 6 年第 8 回総会（令和 6 年 8 月 20 日）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 6 年第 8 回総会をはじめさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 6 年第 8 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、お暑い中、昨日雨が降ってちょっと涼しくなるかなあと思いましたが、ちょっと見るとますます太陽が燦燦と降り注いでおりますが、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 50 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 54 号議案「農用地利用集積計画の決定について」までの 5 議案の審議を行います。また、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 14 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 7 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、福島茂俊委員及び二村新一委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 50 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-1 について、20 番、石田委員、お願いいたします。

石田委員

受付番号 2-1 について、8 月 2 日に木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

本件は申請地を相続した譲渡人の妹が、営農規模縮小を希望し、譲受人の兄が営農規模拡大のため農地の取得を希望し、申請されたものです。

申請地は畑で、サツマイモが作付けされており、良好に管理されていました。

また、譲受人の経営農地は、全て良好に管理されており、申請地についても今後引き続き適正に管理していくと申されております。

許可することにつきまして何ら問題はないと思いますので、

	ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 50 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 50 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 51 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-1 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝） 委員	受付番号 4-1 につきまして、竹川推進委員さん、及び事務局職員とで、8 月 5 日に調査した結果をご報告します。 申請地は名古屋市交通局に市バスの回転場として貸借していた用地です。当該施設は、許可不要で転用できる施設です。しかしながら、バス停の移設に伴い返却された際にも登記の変更はされず、そのまま、貸駐車場として利用していたものです。申出者は、転用手続きがされていない事実気がつき、追認申請に至ったものです。 申請地の港区六軒家の 1 筆は、3 種農地の田で転用許可するに問題ないと判断できる農地です。協和土地改良区の意見書もあることから、当該事業には問題がないものと考えられます。

また、聞き取り調査の結果、自身が相続時より駐車場であり、法令上違反している認識はなかったとのことで、今後は農地法を遵守するとのことでした。

周囲の状況は、北側及び西側は道路、東側は宅地、南側は水路で、被害防除には配慮するとのことでした。

以上、調査の結果、許可をするについて、やむをえないものと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 51 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 51 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 52 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-3 について、7 番、川本委員、お願いいたします。

川本委員 受付番号 2-3 の農地について、8 月 2 日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地は畑で、ゴーヤ、ネギなどが作付けされており、申請者の夫がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

	何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-4 について、6 番、木村委員、お願いいたします。
木村（幸） 委員	受付番号 2-4 の農地について、8 月 2 日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地の稲上町 2 丁目の 2 筆は田で、水稻が作付けされており、それ以外は畑で、ミカン、ウメが作付けされていました。 申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-5 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-5 の農地について、8 月 5 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、サトイモ、キュウリなどが作付けされており、申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-6 について、20

	番、石田委員、お願いいたします。
石田委員	受付番号 2-6 の農地について、8 月 2 日に木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地はいずれも畑で、キュウリ、トマトなどが作付けされており、申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございます。次に、受付番号 3-3 について、10 番、二村委員、お願いいたします。
二村委員	受付番号 3-3 の農地につきまして、8 月 5 日に横井委員と事務局職員とで現地調査をしましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-3 の中川区西中島二丁目の 2 筆の畑にはオクラ、トマト、ナスなどが、中川区東起町 3 丁目の 2 筆の田には水稻が植え付けされ、良好に管理されていました。 なお、中川区東起町 3 丁目の 1 筆の南側には一部イチジクが植わっていました。 このことから、主たる従事者が故障するまで、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上、証明することにつき何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございます。ただいまご報告いただきました

が、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 52 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 52 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 53 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-1 について、25 番、木村委員、お願いいたします。

木村（正）
委員

受付番号 4-1 につきまして、8 月 2 日に、熊澤委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。

照会のあった農地の、港区西福田五丁目はじめ 8 筆は田で、水稻が作付され、港区西福田四丁目はじめ 2 筆は畑で、サトイモ、サツマイモ、ゴーヤなどが作付けされており、適正に肥培管理されていました。

また、この農地は、相続人が相続して以来、今日まで、所有者自らが農地として使用されてきたことを確認しました。

以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
委員	特にないようです。それでは、第 53 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。
議長（会長）	異議なし。 ご異議なしと認め、第 53 号議案の案件は承認いたします。 次に、第 54 号議案、農用地利用集積計画の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。
木村（正） 委員	審議のポイントとして、配付資料①をお配りしておりますので、ご覧ください。 それでは、7 ページの農用地利用集積計画案の第 5 号について、25 番、木村委員、お願いいたします。 令和 6 年度第 5 号の農地利用集積計画につきまして、8 月 2 日に、熊澤委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。 本件は、借受人が、農地の使用貸借権を設定したいと申し出されたものです。 申し出の農地は、港区西福田五丁目の 1 筆で、畑として利用しており、面積は 556 平米です。農地の現状は、カボチャ、ズッキーニ、ゴーヤなどが作付けされ、良好に肥培管理されていました。

借受人は、所有者に対し、申請地の借り受け継続の希望をされ、双方の合意が得られたので、今回の申請にいたったものです。

借受人は、申し出の農地を効率的に利用する、意欲ある者と思われます。利用権の設定がされたあとも、継続的な営農を行い、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。

以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 54 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。6 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「旧法」という。）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 54 号議案について、案のとおり回答してよろ

	しいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 54 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 6 年 7 月 2 日から令和 6 年 7 月 31 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。 まず、1 ページから 6 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 12 件 続いて、7 ページから 17 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 31 件 続いて、18 ページから 37 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 60 件 続いて、38 ページですが、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが 3 件 続いて、39 ページから 41 ページにかけまして、同じく、農

議長（会長）	地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 9 件 続いて、42 ページから 43 ページにかけまして、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 3 件 続いて、44 ページから 45 ページにかけまして、転用届出に係る訂正願が 4 件 それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。 ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。 特にないようです。 報告については、以上でございます。その他、何かありますでしょうか。 特にないようです。 それでは、以上をもちまして、令和 6 年第 8 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。
--------	--

閉会（午後 2 時 22 分）